☆介護支援専門員として働かれている方、新しく働かれる方を支援します！☆

**岩国市介護支援専門員**

**就労促進・継続支援事業**のご案内

　岩国市では、新たに介護支援専門員として１年以上継続して勤務された方に対し、給付金を支給するとともに、介護支援専門員・主任介護支援専門員の資格取得・更新に必要な研修の受講料について助成します。

|  |
| --- |
| ◆支給対象者◆　以下のすべてを満たす方が対象です。 |
|  | 介護支援専門員就労促進給付金〈新たな就労者〉 | 介護支援専門員継続支援給付金〈受講料助成〉 |
|  | 平成30年４月以降に介護支援専門員の資格を取得し、令和３年４月以降に新たに介護支援専門員として市内の介護保険サービス事業所（※１）（国または地方公共団体が運営する事業所を除く。）に１年以上継続して勤務した実績を有し、給付金の申請時において、介護支援専門員としての勤務開始後**３年**を超えていないこと。 | （主任）介護支援専門員として市内の介護保険サービス事業所（※１）（国または地方公共団体が運営する事業所を除く。）に勤務している、又は勤務する予定であること。　**※介護保険サービス事業所の範囲を拡充しました。** |
|  | 過去にこの要綱に基づく給付金の支給を受けていないこと。 | 申請をする年度もしくはその前年度に対象となる研修（※２）を受講していること。 |
|  | 市税等の滞納がないこと。 |
|  | 岩国市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。 |
|  | ※１　介護保険サービス事業所等・・・介護保険法に、従業者として介護支援専門員を置くことが規定されている事業所で、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、居宅介護支援、施設サービス、介護予防支援を行う事業所※２　対象となる研修・・・介護支援専門員専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）、介護支援専門員専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）、介護支援専門員更新研修（実務経験なし）、介護支援専門員再研修、主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護支援専門員実務研修 |
| ◆給付金の額◆ |
| 介護支援専門員就労促進給付金 | 介護支援専門員継続支援給付金 |
| １人につき、10万円（１回限り） | 介護支援専門員専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅰ）、介護支援専門員専門研修／更新研修（専門研修課程Ⅱ）、介護支援専門員更新研修（実務経験なし）、介護支援専門員再研修・・・１万円主任介護支援専門員研修、主任介護支援専門員更新研修、介護支援専門員実務研修・・・２万円 |
| ◆手続きの流れ◆ |
| **１　申請**岩国市介護支援専門員就労促進・継続支援給付金支給申請書に、誓約書及び就労（予定）証明書等の必要書類を添付して、岩国市役所高齢者支援課（１階16番）の窓口に提出して申請。※運転免許証等の本人確認書類を持参、郵送の場合はコピーを同封してください。**２　支給決定**市は申請を受けたときは、その内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、支給決定通知書または不支給決定通知書により申請者に通知。その後、申請者は通知と一緒に送付される請求書及び支払口座の登録用紙を記入し、市へ提出。**３　給付金・助成金給付**　　申請者から請求書及び口座登録用紙を受付後、速やかに給付金を支払い。 |
| ◆その他◆ |
| 条件等の詳細や、申請書類は岩国市ホームページに掲載しています。 |

岩国市 福祉部 高齢者支援課 政策班

問い合わせ先 ：

TEL　0827-29-2511